

Press Release

報道関係者 各位

令和5年10月30日(月) 宮城労働局雇用環境・均等室

室 長 富塚 リエ

室長補佐 寺島 奈月

電話 022 (299) 8844

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

働き方改革が進む中で、大企業・親事業者(以下「大企業等」という。)による長時間労働削減の取組が、下請等中小事業者に対して、短納期発注や急な仕様変更、人員派遣の要請等を、適正なコスト負担を伴わない形で行うといった「しわ寄せ」が生じることが懸念されます。また、工事の民間発注者による短い工期の設定や荷主による長時間の恒常的な荷待ち等の取引慣行に伴う「しわ寄せ」も生じているところです。

このような大企業等における長時間労働削減の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」となり、中小事業者における働き方改革の妨げとなることは防止しなければなりません。

こうしたことを踏まえ、宮城労働局(局長 竹内 聡)では、11 月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、同月、「過労死等防止啓発月間」の一環として実施する「過重労働解消キャンペーン」と併せ、以下の取組を集中的に実施します。

1 実施期間

令和5年11月1日(水)から11月30日(木)まで

2 実施事項

(1) あらゆる機会を通じた周知

説明会や集団指導の場等を活用し、長時間労働の削減等の過重労働解消と併せ、「しわ寄せ」防止の取組に関する周知・啓発を行うとともに、リーフレット及びポスターを使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に対して配布する。

「しわ寄せ」防止の趣旨等について、ホームページ、地方公共団体の 広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

(2) 「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施

ア 使用者団体等への要請

使用者団体及び労働組合に対して、長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるように、協力要請を行う。

イ 大企業等への働きかけ

大企業等を労働局職員が訪問した際に、「しわ寄せ」防止について 要請を行う。

- (3) 大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する情報の提供
 - ア 「しわ寄せ」相談・情報の提供

労働局雇用環境・均等室、同労働基準部監督課及び労働基準監督署において、「しわ寄せ」に関する相談に対応し、「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合は、東北経済産業局へ情報提供を行う。

イ 通報制度の的確な運用

労働基準法関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する 下請法等違反が疑われる事案について、厚生労働省から公正取引委員 会・中小企業庁に通報する制度の運用を厳格に行う。

11月は 「しわ寄せ」

防止キャンペー

月間です。

よろしく頼むよ! STOP! …わかりました。 (もう無理だよ。)

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、

下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、

急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

貸 厚生労働省 │ 都道府県労働局 │ 労働基準監督署









概要版

Q



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他 の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配 慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われて おり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、 納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
- ■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号) | に基づ く「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革 | に取り組みましょう!
 - ●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親 事業者が負担すること。
 - ●親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。
 - 例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
 - ●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
 - ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、 適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
 - ●納期や工期の過度な年度末集中
- ② 発注内容は明確にしましょう!
 - ●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注 計画を提示し、発注の安定化に努めること。
 - ●発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。
- ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなど による労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 0120-418-618 にご相談ください。 (受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。 お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月3日(金·祝)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和5年11月3日(金·祝)9:00~17:00 😿 0120-794-713

※11月3日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(OOO 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消